

広島港港湾計画資料

— 一部変更 —

平成22年11月

広島港港湾管理者

広島県

目 次

1. 変更理由	1
2. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	2
2-1. 土地造成に係らない土地利用計画	2
2-2. 土地利用計画	5
3. その他の資料	6
3-1. 環境の保全に関する資料	6
3-2. 地方港湾審議会名簿	7

1. 変更理由

近年の港湾物流における情勢変化に対応するとともに、魅力的な港湾空間の形成を図るため、宇品地区及び出島地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。

2. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

2-1. 土地造成に係らない土地利用計画

(1) 土地利用計画の変更の必要性

1) 宇品地区

宇品地区（一部出島地区含む）において、都市的空間と水辺などの親水空間を活かし、多くの人々が訪れる賑わいある交流空間を創出するため、土地利用計画を変更する。

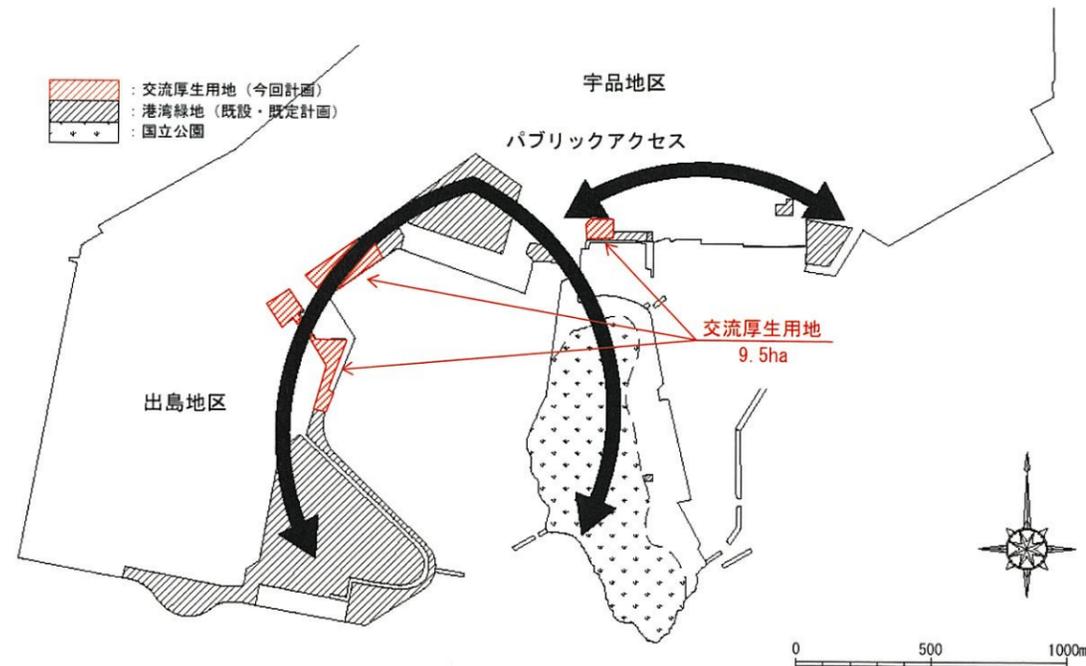


図 2-1-1 宇品・出島地区のパブリックアクセス計画

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積及び変更理由は、表 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-1 土地の造成に係らない土地利用の区分別面積及び変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
宇品地区	緑地	9.2ha	交流厚生用地	9.5ha	パブリックアクセスの一層の強化及び憩いと賑わいの空間の形成を図るため、緑地を交流厚生用地に転換する。 なお、賑わい空間の一体的利用を図るため、出島地区の一部(0.3ha)を宇品地区に変更する。
出島地区	緑地	0.3ha			

2) 出島地区

出島地区において、国際物流機能の強化を図り、流通加工等新たな物流ニーズに対応する高機能物流拠点形成するとともに、教育・文化等の都市機能需要に対応するため、土地利用計画を変更する。

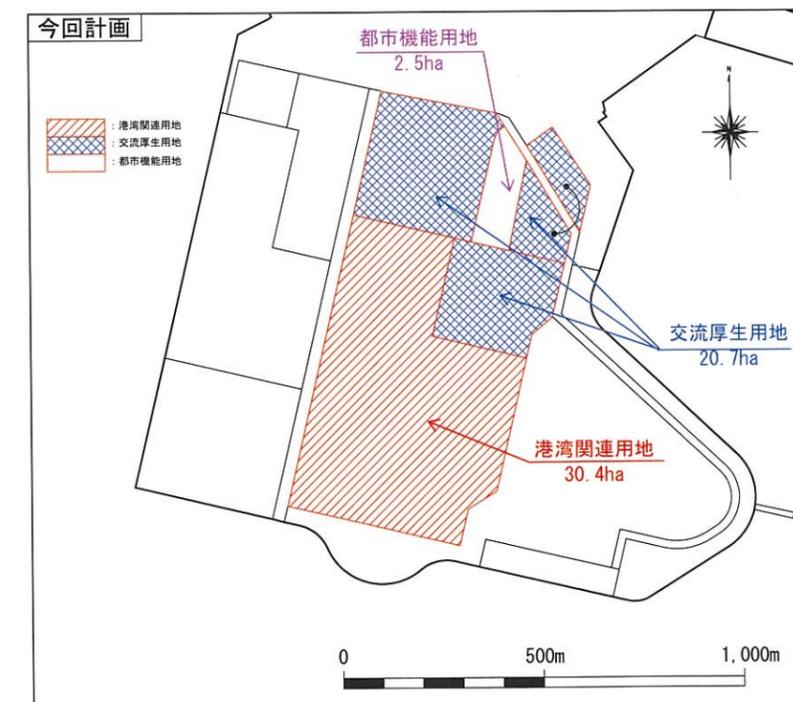
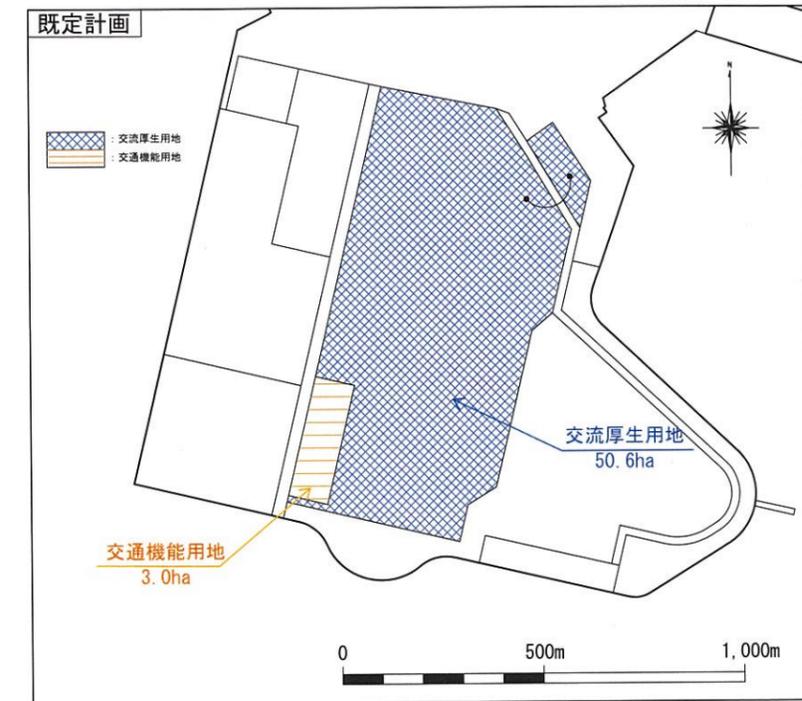


図 2-1-2 土地利用計画変更前後対象図

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積及び変更理由は、表 2-1-2 に示すとおりである。

表 2-1-2 土地の造成に係らない土地利用の区分別面積及び変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
出島地区	交流厚生用地 交通機能用地	50.6ha 3.0ha	港湾関連用地 都市機能用地 交流厚生用地	30.4ha 2.5ha 20.7ha	近年の港湾物流の情勢変化や新たな企業ニーズ等へ対応するため港湾関連用地を新たに位置付けるとともに、教育・文化等の都市機能需要に対応するため都市機能用地を新たに位置付ける。

2-2. 土地利用計画

土地利用の変更後と変更前は、次に示すとおりである。

表 2-2-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	宇品地区	(28.9) 28.9	(14.5) 14.5	(16.0) 16.0	(21.6) 21.6	16.8	(8.8) 21.6	(13.6) 13.6
出島地区	(43.0) 43.0	(37.4) 37.4	(20.7) 20.7	(11.3) 11.3	2.5	(6.0) 7.8	(32.9) 32.9	(151.3) 155.6

注1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

表 2-2-2 変更前の土地利用計画(既定計画)

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	宇品地区	(28.9) 28.9	(14.5) 14.5	(6.5) 6.5	(21.6) 21.6	16.8	(8.8) 21.6	(22.8) 22.8
出島地区	(43.0) 43.0	(7.0) 7.0	(50.6) 50.6	(11.3) 11.3		(9.0) 10.8	(33.2) 33.2	(154.1) 155.9

注1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

3. その他の資料

3-1. 環境の保全に関する資料

(1) 大気質への影響と評価

今回計画では、新たに発生する大気汚染負荷が少なく、大気質への影響は軽微であると
考えられる。

(2) 騒音・振動による影響と評価

今回計画の発生交通量において大きな増加はないため、騒音・振動による影響は軽微で
あると考えられる。

(3) 総合評価

今回の計画変更が周辺の環境に及ぼす影響について検討した結果、影響は軽微であると
考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画実施にあたっては、工法、
工期等について検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を少なくするよう慎重
に行うものとする。

3-2. 地方港湾審議会名簿

(平成22年8月現在) (敬称略順不同)

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	土田 孝	広島大学大学院教授	
	山田 知子	比治山大学現代文化学部准教授	
	日比野 忠史	広島大学大学院准教授	
港湾関係者	寺田 英子	広島市立大学国際学部教授	
	米田 輝隆	広島市漁業協同組合代表理事組合長	
	香川 源治	広島県倉庫協会会長	
	遠藤 健嗣	広島地区港運協会会長	
	藤井 肇	広島県内航海運組合理事長	
	仁田 一郎	広島県旅客船協会会長	
県議会議員	鴨頭 明人	全日本海員組合中四国地方支部長	
	山田 利明	広島県議会議員	
	中本 隆志	"	
市議会議員	石橋 良三	"	
	藤田 博之	広島市議会議員(議長)	
	土井 哲男	" (副議長)	
国の関係行政機関の職員	沖 洋司	" (建設委員長)	
	吉村 宗一	中国財務局長	
	高畑 実	広島税関支署長	
	片山 友子	広島検疫所長	
	牧口 覚	神戸植物防疫所広島支所長	
	原 克彦	中国運輸局長	
	合田 嘉男	広島海上保安部長(広島港長)	
福田 功	中国地方整備局長		
県職員	丸山 隆英	空港港湾部長	
市町職員	米神 健	広島市副市長	
	荒本 徹哉	広島市都市整備局長	
	眞野 勝弘	廿日市市長	
	山岡 寛次	海田町長	
	吉田 隆行	坂町長	